第2節 就業者・雇用者の動向

●労働市場への参加は感染症の影響を受けて停滞しているが、長期的にみると着実に進展している本節では、人々の労働参加の状況や就業者・雇用者の動向についてみていく。

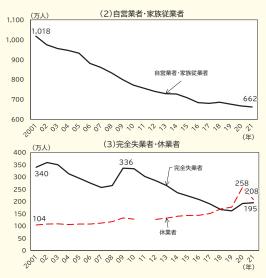
第1-(2)-4図により労働力に関する主な指標の長期的な推移をみると、2012年~2019年にかけて我が国の労働参加が進んだことが分かる。この間、労働力人口、就業者数、雇用者数は増加し、非労働力人口は減少を続けた。その結果、労働力率は、2019年には62.1%と2012年から3.0%ポイント上昇した。他方で、自営業者・家族従業者数は減少した。また、完全失業者数は、リーマンショック後の2009年以降着実に減少した。しかし、2020年の感染症の影響により、幅広い産業で経済活動が抑制されたこと等から、労働力人口、就業者数、雇用者数は減少し、完全失業者数、非労働力人口は増加した。

2021年は、経済社会活動は徐々に活発化したが、感染状況に応じて緊急事態宣言の発出等による行動制限が断続的に行われた。労働力人口は6,907万人(前年差5万人増)、就業者数は6,713万人(同3万人増)、雇用者数は6,016万人(同11万人増)、完全失業者数は195万人(同3万人増)、非労働力人口は4,171万人(同26万人減)、休業者数は208万人(同50万人減)と、一部では持ち直しがみられるものの、依然として雇用情勢に感染症の影響が及んだ。一方、労働力率は62.1%と2019年と同程度に回復し、感染症の影響により停滞しているものの、長期的にみると労働市場への参加は着実に進んでいることがうかがわれる。

第1-(2)-4図 労働力に関する主な指標の推移①

- 2012年以降、人々の労働参加が進み、労働力人口、就業者数、雇用者数は増加した一方、非労働力人口は減少した。また、完全失業者は2009年以降、減少傾向で推移している。
- 2012年以降、労働力率は上昇傾向で推移し、2021年の労働力率は62.1%となった。





資料出所 総務省統計局「労働力調査(基本集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括官室にて作成

- (注) 1) 休業者以外の2011年の値は、東日本大震災の影響により全国集計結果が存在しないため、補完推計値(新基準)を使用している。
 - 2)休業者については、2011年の値が存在しない。
 - 3) 2018年~2021年の休業者のデータは、ベンチマーク人口を2020年国勢調査基準に切り替えたことに伴い、新基準のベンチマーク人口に基づいた数値。

■ 2021年の雇用情勢は、感染状況により経済社会活動の抑制が繰り返される中で停滞がみられたが、感染状況の改善やワクチン接種の進展等に伴い、年後半にかけて改善がみられた次に、感染症の影響による雇用情勢の変化について、2019年以降の月次データ(季節調整値)を確認することで詳細にみていく。

第1-(2)-5図により、2019年~2021年の我が国の労働力に関する主な指標の動きについて月次データでみると、最初の緊急事態宣言が発出され、感染拡大防止のために経済活動が大幅に抑制されたことにより、2020年4月~5月に労働市場に大きな変化が生じたことが分かる。この間、労働力人口、就業者数、雇用者数が減少し、非労働力人口が増加した。休業者数は2020年4月~5月に大幅に増加した一方で、各企業の雇用維持に向けた努力や政策による雇用の下支え効果もあり、完全失業者数や完全失業率の大幅な増加・上昇はみられなかった。

その後、徐々に経済社会活動が再開される中で、労働力に関する指標も緩やかに持ち直しの動きが続いた。2020年12月には、労働力人口は6,926万人、就業者数は6,719万人、雇用者数は6,014万人、非労働力人口が4,168万人と、着実な持ち直しがみられた一方で、完全失業率は、2020年10月の3.1%まで上昇した後、2%台後半程度の水準を横ばい圏内で推移した。

2021年に入ると、1月に緊急事態宣言が発出された。2021年の緊急事態宣言は、対象地域が限定的であったことに加え、飲食店に対する営業時間短縮要請等、特定の産業分野に対する集中的な経済社会活動の抑制措置が中心であったこと等から、最初の緊急事態宣言が発出された2020年4月~5月と比較して、各指標への影響は限定的となったが、1月~3月の間、労働力人口、就業者数が減少、非労働力人口が増加するなど、最初の緊急事態宣言が発出された2020年4月~5月以来の各指標の悪化がみられた。

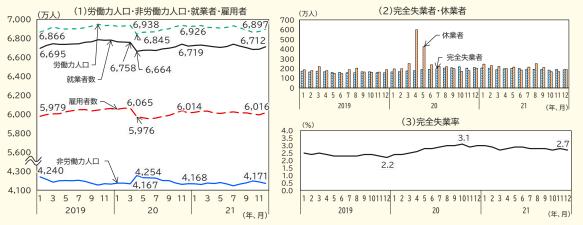
その後、2021年4月に再び緊急事態宣言が発出され、9月末に緊急事態宣言が全面解除となるまで、対象地域においては断続的な経済社会活動の抑制措置が続いた。緊急事態宣言下となった4月~9月にかけての雇用情勢の動向をみると、新規感染者数が比較的少なかった5月~7月の間は、労働力人口、就業者数、雇用者数はいずれも増加傾向、非労働力人口は減少傾向で推移したが、7月~9月の間は、いずれの指標も悪化した。また、休業者数や完全失業者数は、この間横ばいで推移した。経済社会活動の抑制措置が行われる期間が長引き、足下の経済情勢に弱さがみられるようなったことから、7月以降は雇用情勢が悪化したものとみられる。

緊急事態宣言が全面解除となった10月以降は、ワクチン接種の堅調な進展も相まって、経済社会活動が徐々に活発化し、雇用情勢にも一貫して持ち直しの動きみられた。

このように、2021年は、2020年と比較すると感染症の拡大による雇用情勢への影響は少なくなったものの、感染状況の悪化に伴い緊急事態宣言等の発出による経済社会活動の抑制が繰り返され、足下の経済情勢に弱さがみられると、雇用情勢が停滞する期間もあった。一方、ワクチン接種の進展などにより経済社会活動が活発化していく中で、特に、緊急事態宣言が全面解除となった10月以降、雇用情勢は改善傾向となったといえる。

第1-(2)-5図 労働力に関する主な指標の推移②(2019年~2021年)

- 2019年~2021年の労働力に関する主な指標をみると、最初の緊急事態宣言が発出された2020年4月に、就業者数、雇用者数が減少し、非労働力人口が増加した後緩やかな回復傾向がみられた。2021年は、1月~9月の間、緊急事態宣言の発出等による経済社会活動の抑制措置が長期にわたり断続的に続いたことで、雇用情勢が停滞する期間もあったものの、10月以降は感染者数の減少に伴い、各指標で回復傾向がみられた。
- 完全失業率は、雇用調整助成金等の政策による雇用の下支え効果もあり、2020年の感染症の拡大による景気減退期においても大幅な上昇とはならず、2021年は2%台後半で推移した。



資料出所 総務省統計局「労働力調査(基本集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 労働力人口、非労働力人口、就業者、雇用者、完全失業者、完全失業率は総務省統計局による季節調整値。
 - 2) 2019年~2021年までの休業者の数値は、ベンチマーク人口を2020年国勢調査基準に切り替えたことに伴い、新基準のベンチマーク人口に基づいた数値。
 - 3) 2020年3月~4月の変化が大きいため、(1) 図中に2020年の3月、4月の数値を記載している。

●感染症の拡大による雇用・失業情勢への影響はリーマンショック期と比較すると限定的だが、感染状況による変動は大きい

ここで、感染症の拡大が雇用情勢に及ぼしている影響の特徴を、リーマンショック期における雇用情勢と比較することで確認していく。

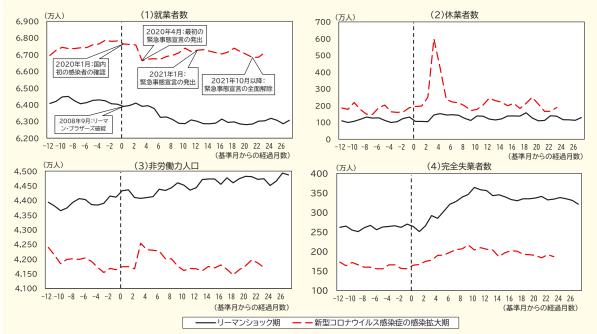
第1-(2)-6図は、それぞれのショックの発生月」を基準時点(基準月)としてその後の変化の状況を比較したものである。各指標の水準について比較してみると、ショック発生後当初は、感染拡大期には、最初の緊急事態宣言が発出された2020年4月~5月を中心に、就業者数の急激な減少とそれに伴う非労働力人口の増加、休業者数の急増がみられた。リーマンショック期においては、就業者数の減少や非労働力人口の増加が比較的継続的にみられたのに対し、感染拡大期においては、各指標の一時的な悪化後はおおむね改善傾向で推移していることが分かる。また、完全失業者数の増加幅は、各企業の雇用維持の努力や雇用調整助成金等による下支え効果もあり、リーマンショック期と比べて低く抑えられた。

他方、リーマンショック期と比較すると、感染拡大期における各指標は、ショック発生からある程度月数が経過した時点でも比較的大きく増減していることが特徴的である。感染症の再拡大による緊急事態宣言等の発出や、それらの解除により、経済社会活動の抑制・再開が繰り返されることで、雇用・失業情勢が敏感に受けた影響がうかがえる。人手不足の状況や直近の経済情勢の違い等があるため、一概にはいえないものの、労働力に関する主要指標からみると、感染症の拡大局面における雇用・失業情勢の悪化は、リーマンショック期と比較すると総じて限定的であるといえるが、今後も感染症の動向やそれに伴う経済社会活動の抑制の状況が雇用・失業情勢に及ぼす影響については注視していく必要がある。

¹ 基準時点(基準月)としたショックの発生月については、感染拡大期においては新型コロナウイルス感染症の感染者が国内で初めて確認された2020年1月とし、リーマンショック期についてはリーマン・ブラザーズが破綻した2008年9月としている。

第1-(2)-6図 労働力に関する主な指標の水準の比較

- 感染拡大期とリーマンショック期の労働力に関する主要指標の水準を比較すると、リーマンショック期には、ショック発生後、各指標の悪化傾向が比較的継続的にみられたのに対し、感染拡大期には、最初の緊急事態宣言が発出された2020年4月~5月を中心に、就業者数の急激な減少とそれに伴う非労働力人口の増加や、休業者数の急増がみられたものの、その後はおおむね改善傾向で推移している。
- 一方で、感染拡大期における各指標は、ショック発生からある程度月数が経過した時点でも比較的大きく増減しており、感染再拡大による経済社会活動の抑制・再開が繰り返されることにより、 雇用・失業情勢が敏感に影響を受けたことがうかがわれる。



資料出所 総務省統計局「労働力調査(基本集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- 注) 1)就業者数、非労働力人口、完全失業者数の数値は季節調整値。休業者数の数値は原数値。
 - 2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大期は、ベンチマーク人口を2020年国勢調査基準に切り替えたことに伴い、新基準のベンチマーク人口に基づいた数値。

■2021年の労働力率は前年差0.1%ポイント増の62.1%となった。女性は全ての年齢階級で、男性は「15~24歳」及び60歳以上の年齢層で上昇

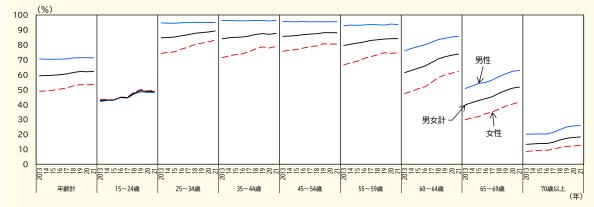
次に、労働力率の推移についてみていく。労働力率とは、労働力人口が15歳以上人口に占める割合を示した指標で、人々の労働参加の状況を表す。

第1-(2)-7図により、男女別・年齢階級別の労働力率の推移をみると、2013年以降、女性や60歳以上の年齢層を中心に労働参加が進んできたことが分かる。労働力率は、2019年までは、女性の全ての年齢階級において、男性の「15~24歳」と60歳以上の年齢層において上昇傾向にあった。しかし、2020年には感染症の影響により、女性を中心に労働力率の低下の動きがみられた。

2021年の労働力率は、感染状況により経済社会活動が抑制された影響で労働参加の停滞もみられた一方で、感染症の拡大を踏まえた働き方や企業の事業活動が定着し、ワクチン接種等の感染症対策も進展したことから、男女計で前年差0.1%ポイント増の62.1%、男女別にみると男性が同0.1%ポイント減の71.3%、女性が同0.3%ポイント増の53.5%であった。2019年の数値と比較しても、男女計では同水準、男女別にみても男性が2019年差0.1%ポイント減、女性が同0.2%ポイント増となり、感染症の影響による減退から、2019年とほぼ同水準にまで労働力率は回復したことが分かる。

第1-(2)-7図 男女別・年齢階級別にみた労働力率の推移

○ 女性や高齢者等の労働参加が進んだ結果、労働力率は上昇傾向で推移しており、女性は全ての年齢階級において、男性は「15~24歳」及び60歳以上の年齢層において上昇傾向で推移している。



資料出所 総務省統計局「労働力調査(基本集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

■ 2021 年は正規雇用労働者では増加、非正規雇用労働者では減少がみられた。正規雇用労働 者は特に女性で堅調に増加

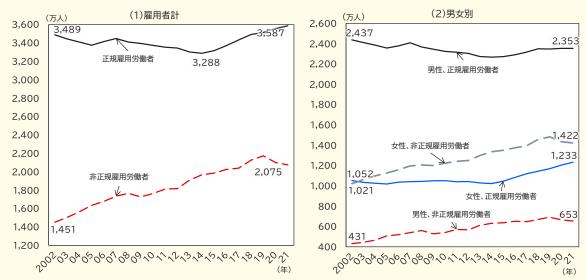
続いて、雇用者の動向について雇用形態の観点からみていく。

第1-(2)-8図は、役員を除く雇用者の数の推移を雇用形態別にみたものである。景気変動の影響を受けやすい非正規雇用労働者の数は、2009年にはリーマンショックによる景気減退の影響から一時的に減少がみられたものの、2019年までは増加傾向にあった。男女別にみると、男性、女性ともに非正規雇用労働者数の増加傾向が続いており、特に、女性において大きく増加していた。また、正規雇用労働者の数は、全体では2015年以降増加傾向にあり、男女別にみると、女性では2015年以降一貫して増加傾向が続いているが、男性では2019年に減少がみられた。

2020年には感染症の拡大による景気減退の影響により、男性及び女性の非正規雇用労働者において、減少がみられた。2021年は、感染症の影響から経済社会活動の抑制措置が行われた期間が長引いたが、正規雇用労働者は、特に女性の増加がみられたことから、全体では前年差31万人増の3,587万人となり、非正規雇用労働者は、男性、女性ともに減少がみられ、同25万人減の2,075万人となった。

第1-(2)-8図 雇用形態別にみた雇用者数の推移

- 雇用者数の推移を雇用形態別にみると、非正規雇用労働者は、2009年にはリーマンショック、2020年には感染症の拡大による景気減退から減少したものの、長期的には増加傾向にある。
- 正規雇用労働者は、2015年以降増加傾向にあり、男女別にみると、特に女性で堅調に増加している。



資料出所 総務省統計局「労働力調査 (詳細集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1)「非正規雇用労働者」は、労働力調査において「非正規の職員・従業員」と表記されているものであり、 2008年以前の数値は「パート・アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員・嘱託」「その他」の 合計、2009年以降は、新たにこの項目を設けて集計した値である点に留意が必要。
 - 2) 正規雇用労働者、非正規雇用労働者の2011年の値は、東日本大震災の影響により全国集計結果が存在しないため、補完推計値(新基準)を使用している。
 - 3) 雇用者数の数値には、役員の数は含まれていない。

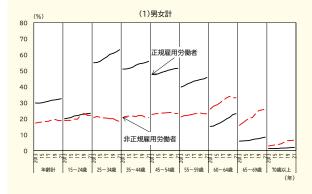
●人口に占める正規雇用労働者の割合は男女ともに一貫して上昇傾向が続いている

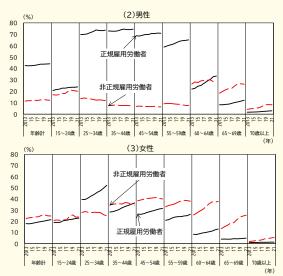
さらに、第1-(2)-9図により年齢階級別・雇用形態別に人口に占める雇用者の割合の推移をみると、人口に占める正規雇用労働者の割合は男性、女性ともに2020年まで「25~34歳」などの幅広い年齢層で上昇している。一方、非正規雇用労働者の割合は2019年までは男女ともに主に60歳以上の年齢層で上昇してきたが、「25~34歳」では男女ともに低下傾向にある。感染症の拡大による景気減退の影響から非正規雇用労働者の減少がみられた2020年には、その割合が、女性や60歳以上の年齢層を中心に低下した。

2021年は、正規雇用労働者の割合は、引き続き、男女ともに幅広い年齢層で上昇がみられたが、非正規雇用労働者の割合は、女性の60歳以上の年齢層で上昇がみられたものの、男女ともにおおむね横ばい又は低下傾向がみられた。

第1-(2)-9図 年齢階級別・雇用形態別にみた雇用者割合の推移

- 雇用者割合の推移をみると、全体(男女計)では、正規雇用労働者の割合は、「25~34歳」など幅広い年齢層で上昇している一方で、非正規雇用労働者の割合は、60歳以上の年齢層で上昇しているものの、「25~34歳」では低下している。
- 男女別にみると、正規雇用労働者の割合は男女ともに「25~34歳」など幅広い年齢層で上昇している。非正規雇用労働者の割合は男女ともに主に60歳以上の年齢層で上昇してきたが、2020年以降おおむね横ばい又は低下傾向にある。





資料出所 総務省統計局「労働力調査(基本集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 「雇用者割合」は、各年齢階級の人口に占める雇用者の割合をいう。
 - 2) 2018年~2021年までの割合は、ベンチマーク人口を2020年国勢調査基準に切り替えたことに伴い、新 基準のベンチマーク人口に基づいた割合。

●「宿泊業,飲食サービス業」「生活関連サービス業,娯楽業」では依然として雇用者数の回 復が弱いが、「情報通信業」「医療,福祉」等では雇用者数の増加がみられた

続いて、2019年以降の月次データ及び四半期データから雇用者数の動向をみることで、感染症の影響を踏まえた雇用情勢の動きを確認する。

まず、雇用者数の動向を産業別にみていく。第1-(2)-10図により、2020年、2021年の産業別の雇用者数の動向を2019年同月差でみてみる 2 。

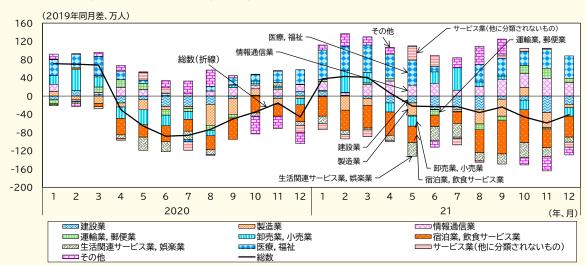
2020年は、最初の緊急事態宣言が発出された2020年4月以降、「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」「生活関連サービス業、娯楽業」等の対人サービス業を中心に雇用者数が減少し、2020年8月~9月にかけては「製造業」の雇用者数の減少幅が拡大した。一方、「情報通信業」「医療、福祉」は、2019年同月を上回る水準で推移しており、特に「医療、福祉」は2020年11月以降増加幅が拡大している。

2021年に入ると、2020年に雇用者数の減少がみられた産業のうち、「卸売業、小売業」「製造業」では減少幅の縮小がみられるものの、それ以外の産業では2019年同月を下回る水準が続いている。緊急事態宣言下において飲食店への営業時間短縮要請や外出自粛要請が断続的に行われていたことから、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」においては雇用者数の回復が特に弱く、減少幅の拡大がみられる月もある。一方、「情報通信業」「医療、福祉」の雇用者数は2020年に続き2019年同月を上回る水準が続いた。

以上から、「宿泊業,飲食サービス業」「生活関連サービス業,娯楽業」といった対人サービス業では、2021年に入っても依然として感染症の拡大及びそれに伴う経済社会活動の抑制による影響が続き、雇用者数の回復はみられない一方、「情報通信業」「医療,福祉」等では一貫して雇用者数の増加がみられるなど、産業ごとに様相が異なっていることが分かる。

第1-(2)-10図 産業別にみた雇用者数の動向

- 産業別に雇用者数の動きをみると、2020年4月以降「宿泊業,飲食サービス業」「卸売業,小売業」「生活関連サービス業,娯楽業」などで雇用者数の減少幅が大きい。
- 2021年は、「情報通信業」「医療、福祉」では、2020年に続き増加がみられた一方で、減少幅の大きかった「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」では依然として2019年同月を下回る水準となっており、減少幅の拡大がみられる月もある。



資料出所 総務省統計局「労働力調査 (基本集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成 (注) 1)数値は原数値。

2)「その他」は、「農,林,漁業」「鉱業,採石業,砂利採取業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「金融業,保 険業」「不動産業,物品賃貸業」「学術研究,専門・技術サービス業」「複合サービス事業」「教育,学習支援業」 「公務」「分類不能の産業」の合計。

² 産業別の雇用者数の動向を前年同月差でみた数値は付1-(2)-3表に、前年同月比でみた数値は付1-(2)-4表に掲載している。

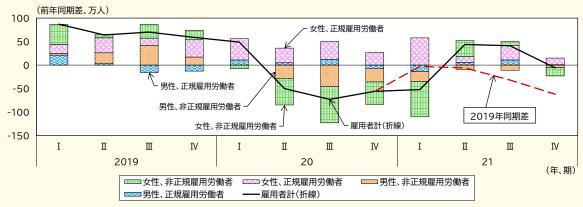
●正規雇用労働者は女性を中心に堅調に推移しているものの、非正規雇用労働者数は男女とも に感染症の影響が依然として及んでいる

次に、雇用形態別の雇用者数の推移をみていく。第1-(2)-11図により、男女別・雇用形態別に2019年以降の雇用者数の動向を四半期データによりみると、最初の緊急事態宣言が発出された2020年第II四半期(4-6月期)~2021年第I四半期(1-3月期)にかけて、男女ともに非正規雇用労働者が減少した。一方、男性の正規雇用労働者には大きな増減はみられず、女性の正規雇用労働者は、それ以前からの増加傾向が続き、堅調に推移した。

2021年第 II 四半期(4-6月期)以降は、引き続き、女性の正規雇用労働者が増加傾向で推移した。一方、非正規雇用労働者は、第 II 四半期(4-6月期)及び第 II 四半期(7-9月期)には、女性で前年同期差で増加に転じたが、第 IV 四半期(10-12月期)は男女ともに非正規雇用労働者の減少がみられた。また、2019年の同時期の雇用者数の水準には戻っておらず、感染症の拡大及びそれに伴う経済社会活動の抑制措置による影響が依然として及んでいることが分かる。

第1-(2)-11図 男女別・雇用形態別にみた雇用者数の動向

- 男女別・雇用形態別の雇用者数の動向をみると、2020年第II四半期(4-6月期)以降、男女とも非正規雇用労働者の減少がみられた一方で、正規雇用労働者は底堅く、特に女性の正規雇用労働者は堅調に増加傾向で推移している。
- 2021年は、2020年に続き女性の正規雇用労働者の増加がみられたほか、第I四半期(4-6月期)及び第II四半期(7-9月期)には、女性の非正規雇用労働者が増加に転じたが、第IV四半期(10-12月期)は男女とも非正規雇用労働者の減少がみられた。また、2019年同期と比較すると、年間を通して雇用者数計はマイナスで推移している。



資料出所 総務省統計局「労働力調査 (詳細集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1)数値は原数値。
 - 2) 雇用者計には、役員は含まれていない。

●「宿泊業,飲食サービス業」「卸売業,小売業」「生活関連サービス業,娯楽業」などで女性 の非正規雇用労働者を中心に雇用者数が大きく減少した

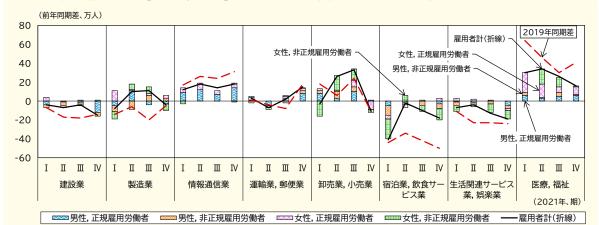
さらに、第1-(2)-12図により、産業別に男女別・雇用形態別の雇用者数の前年同期差をみると、2021年第 I 四半期(1-3月期)に「宿泊業,飲食サービス業」「卸売業,小売業」「生活関連サービス業,娯楽業」等で女性の非正規雇用労働者を中心に大きく減少した。「卸売業,小売業」では第 II 四半期(4-6月期)及び第 II 四半期(7-9月期)に回復したが、緊急事態宣言下の経済社会活動の抑制が続いた影響もあり、「宿泊業,飲食サービス業」「生活関連サービス業,娯楽業」では、引き続き男女ともに非正規雇用労働者を中心に減少傾向が続いている。

一方、「情報通信業」では正規雇用労働者を中心に、「医療、福祉」では女性の正規雇用労働者・非正規雇用労働者ともに雇用者数が増加している。そのほか、「建設業」では男性の正規雇用労働者・非正規雇用労働者ともに減少がみられた。

雇用者計をみると、産業ごとに差異がみられた。前年同期差では、「製造業」「運輸業,郵便業」「卸売業,小売業」では回復傾向にある中、2019年の同時期の水準と比較すると、「建設業」「製造業」「宿泊業,飲食サービス業」「生活関連サービス業,娯楽業」で継続してマイナスとなっており、特に「宿泊業,飲食サービス業」のマイナスが特に大きくなっている。一方、「情報通信業」「医療,福祉」は、前年同期差、2019年同期差のいずれでみても、雇用者数は増加している。これは、感染症の影響下において、テレワーク勤務やオンライン会議が促進されたことや、医療や介護等の現場での負担が増大したことから、「情報通信業」「医療,福祉」の人材の需要が拡大した影響があると考えられる。

第1-(2)-12図 男女別・産業別・雇用形態別にみた雇用者数の動向

- 産業別に雇用形態ごとの雇用者数の動向をみると、2021年は、第 I 四半期(1-3月期)に「宿泊業,飲食サービス業」「卸売業,小売業」「生活関連サービス業,娯楽業」等で女性の非正規雇用労働者を中心に減少した後、「卸売業,小売業」では第 I 四半期(4-6月期)及び第 I 四半期(7-9月期)に回復したが、「宿泊業,飲食サービス業」「生活関連サービス業,娯楽業」では男女ともに非正規雇用労働者を中心に減少傾向が続いた。
- 一方、「情報通信業」「医療、福祉」では、正規雇用労働者を中心に雇用者数の増加がみられた。



資料出所 総務省統計局「労働力調査 (基本集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

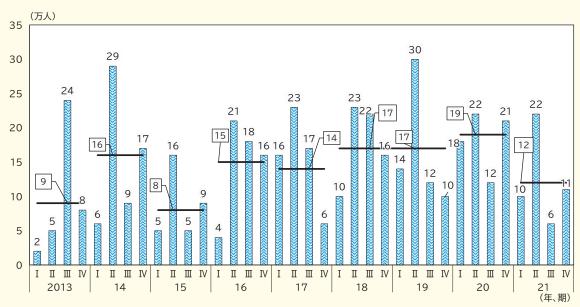
(注) 数値は原数値。

●感染症の影響下でも非正規雇用労働者から正規雇用労働者への転換は堅調

ここまで、感染症の影響により、非正規雇用労働者が減少している一方で、正規雇用労働者は堅調に増加していることをみてきた。正規雇用労働者の伸びの堅調さは、非正規雇用労働者からの転換の動きにも現れている。第1-(2)-13図は、15~54歳の年齢層で過去3年間に離職した者について「非正規雇用から正規雇用へ転換した者」の人数から「正規雇用から非正規雇用へ転換した者」の人数を差し引いた人数の動向をみたものである。これによれば、「非正規雇用から正規雇用へ転換した者」と「正規雇用から非正規雇用へ転換した者」の差は、2013年以降一貫して年平均でプラスとなっており、労働市場において正規雇用労働者への需要が底堅いことがうかがえる。2021年においてもその傾向は続いており、年平均でプラス12万人となっている。

第1-(2)-13図 非正規雇用から正規雇用への転換

○ 15~54歳の「非正規雇用から正規雇用へ転換した者」と「正規雇用から非正規雇用へ転換した者」 の差をみると、2013年以降は年平均でプラスとなっており、2021年においてもその傾向は続いて いる。



資料出所 総務省統計局 「労働力調査(詳細集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

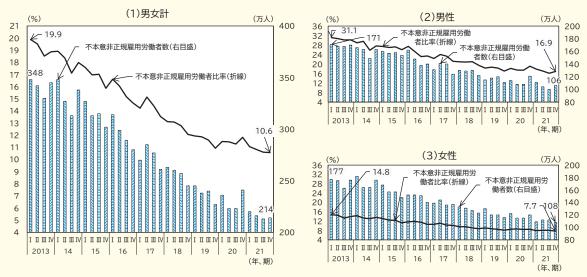
- (注) 1) 図における棒グラフは、労働力調査において「非正規の職員・従業員から正規の職員・従業員へ転換した者」から「正規の職員・従業員から非正規の職員・従業員へ転換した者」の人数を差し引いた値を指す。「非正規の職員・従業員から正規の職員・従業員へ転換した者」は、雇用形態が正規の職員・従業員のうち、過去3年間に離職を行い、前職が非正規の職員・従業員であった者を指し、「正規の職員・従業員から非正規の職員・従業員へ転換した者」は、雇用形態が非正規の職員・従業員のうち、過去3年間に離職を行い、前職が正規の職員・従業員であった者を指す。
 - 2) 図における対象は、15~54歳としている。
 - 3) 四角囲みは年平均。
 - 4) 各項目の値は、千の位で四捨五入しているため、各項目の値の合計が総数の値と一致しない場合もあることに留意が必要。
 - 5) 2018年~2021年までの数値は、ベンチマーク人口を2020年国勢調査基準に切り替えたことに伴い、新基準のベンチマーク人口に基づいた数値。

●不本意非正規雇用労働者割合は引き続き低下傾向となっている

続いて、非正規雇用労働者の動向について詳細にみていく。第1-(2)-14図は、非正規雇用労働者に占める不本意非正規雇用労働者(現職に就いた主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した非正規雇用労働者をいう。以下同じ。)の人数とその数が非正規雇用労働者に占める割合(以下「不本意非正規雇用労働者比率」という。)の推移である。男女計でみると、2013年以降、不本意非正規雇用労働者数はおおむね減少傾向で推移し、不本意非正規雇用労働者比率も、2013年第I四半期(1-3月期)の19.9%から2021年第IV四半期(10-12月期)には10.6%まで低下した。男女別にみると、2021年は、不本意非正規雇用労働者数は、男女ともに減少しており、不本意非正規雇用労働者比率は、2021年平均で男性が17.1%、女性が7.9%となっている。

第1-(2)-14図 不本意非正規雇用労働者の割合・人数の推移

○ 2013年以降、「不本意非正規雇用労働者数」は減少傾向で推移しており、2021年もその傾向が 続いた。また、「不本意非正規雇用労働者比率」も男女ともに低下傾向で推移している。



- 資料出所 総務省統計局「労働力調査 (詳細集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
 - (注) 1)「不本意非正規雇用労働者」とは、現職の雇用形態(非正規雇用労働者)についた主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者としている。また、「不本意非正規雇用労働者比率」は、現職の雇用形態についた主な理由別内訳の合計に占める割合を示す。
 - 2) 2018年~2021年の数値は、ベンチマーク人口を2020年国勢調査基準に切り替えたことに伴い、新基準のベンチマーク人口に基づいた数値。

● 2021年は個人の都合により非正規雇用を選択する者は増加に転じた一方で、2020年に続き「家事・育児・介護等と両立しやすいから」非正規雇用を選択する者は女性を中心に減少した

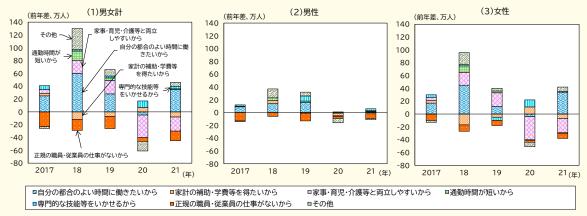
不本意非正規雇用労働者が近年おおむね減少傾向にあることをみたが、実際に非正規雇用労働者として働いている者は、どのような理由で非正規雇用を選択しているのだろうか。

第1-(2)-15図は、非正規雇用を選択している理由別に非正規雇用労働者数の動向をみたものである。2019年までの状況をみると、「正規の職員・従業員の仕事がないから」という理由で非正規雇用を選択する不本意非正規雇用労働者が減少し、「自分の都合のよい時間に働きたいから」等の個人の都合により非正規雇用を選択する者が増加傾向にあったことが分かる。2020年には、感染症の影響により小中学校の一斉休校が行われるなど、感染症の拡大により個人の働き方に影響が生じたことから、「家事・育児・介護等と両立しやすいから」という理由で非正規雇用を選択していた労働者は女性を中心に大幅に減少した。

2021年は、「自分の都合のよい時間に働きたいから」等の個人の都合により非正規雇用を選択する者は増加に転じたが、「家事・育児・介護等と両立しやすいから」という理由で非正規雇用を選択していた労働者は女性を中心に減少しており、2020年に続き個人の働き方に感染症の影響が及んでいることが分かる。

第1-(2)-15図 非正規雇用を選択している理由別にみた非正規雇用労働者数の動向

- 2019年までは、「正規の職員・従業員の仕事がないから」という理由で非正規雇用を選択する者が男女ともに減少傾向にあった一方で、「自分の都合のよい時間に働きたいから」など、個人の都合により非正規雇用を選択する者が増加傾向にあった。
- 2021年は、「自分の都合のよい時間に働きたいから」という理由で非正規雇用を選択する者が増加したが、女性では「家事・育児・介護等と両立しやすいから」という理由で非正規雇用を選択する者が2020年に続いて減少した。



資料出所 総務省統計局「労働力調査 (詳細集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態についている主な理由の内訳を示したもの。
 - 2) 2018年~2021年までの数値は、ベンチマーク人口を2020年国勢調査基準に切り替えたことに伴い、新 基準のベンチマーク人口に基づいた数値。

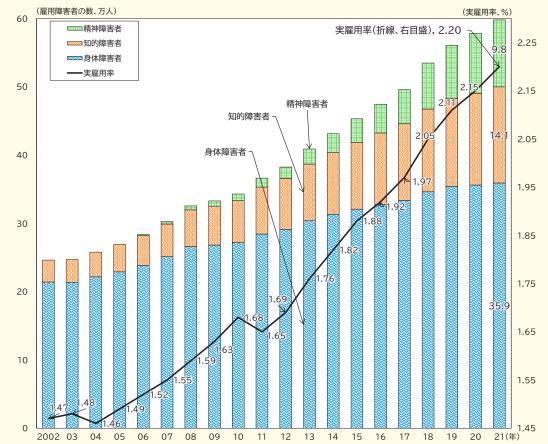
●障害者の雇用者数・実雇用率は過去最高を更新した

障害者の雇用状況について第1-(2)-16図によりみてみる。2021年の障害者の雇用者数は、前年比3.4%増の59.8万人となり、18年連続で過去最高となった。また、2021年の実雇用率は、前年差0.05%ポイント増の2.20%と10年連続過去最高となった。

雇用障害者数のうち、身体障害者は前年比0.8%増の35.9万人、知的障害者は同4.8%増の14.1万人、精神障害者は同11.4%増の9.8万人となっており、特に、精神障害者の伸び率が近年大きくなっている。

第1-(2)-16図 障害者雇用の概観

- 2021年の民間企業における雇用障害者数は59.8万人となり、18年連続で過去最高となった。また、実雇用率は2.20%となった。
- 雇用障害者数のうち、2021年は、身体障害者は前年比0.8%増、知的障害者は同4.8%増、精神 障害者は同11.4%増と、特に精神障害者の伸び率が大きい。



資料出所 厚生労働省「障害者雇用状況の集計結果」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1)雇用義務のある企業(2012年までは56人以上規模、2013年~2017年は50人以上規模、2018年~2020年は45.5人以上規模、2021年以降は43.5人以上規模の企業)における毎年6月1日時点の障害者の雇用状況を集計したものである。
 - 2)「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

~2005年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)

重度身体障害者である短時間労働者重度知的障害者である短時間労働者

2006年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) ~2010年 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

重度身体障害者である短時間労働者重度知的障害者である短時間労働者

精神障害者

精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

2011年~ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)

重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者

精神障害者

身体障害者である短時間労働者(身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント) 知的障害者である短時間労働者(知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント) 精神障害者である短時間労働者(※)(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

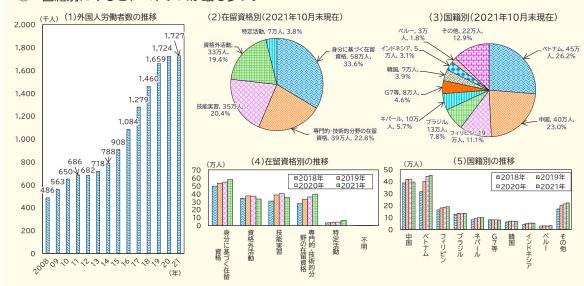
- (※) 2018年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については1人とカウントしている。
 - ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
 - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 3) 法定雇用率は、2012年までは1.8%、2013年~2017年は2.0%、2018年~2020年は2.2%、2021年以降は2.3%となっている。

●外国人労働者数は過去最高を更新するも、増加率は減少した

最後に、第1-(2)-17図により、外国人労働者の状況についてみると、2021年10月末の外国人労働者数は約172.7万人となり、2007年に外国人雇用状況の届出が義務化されて以来過去最高を更新したものの、感染症の拡大による外国人の入国制限等の影響から、増加率は0.2%と鈍化した。在留資格別にみると「身分に基づく在留資格」が最も多く、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」「技能実習」が多い。前年比でみると、「特定活動」「専門的・技術的分野の在留資格」の増加率が大きかったが、「技能実習」「資格外活動」では減少率が大きかった。国籍別にみると、ベトナムが最も多く、次いで中国、フィリピンが多い。

第1-(2)-17図 外国人労働者の概観

- 2021年10月末の外国人労働者数は約172.7万人となり、2007年に外国人雇用状況の届出が義務化されて以来過去最高を更新したものの、増加率は鈍化した。
- 在留資格別にみると「身分に基づく在留資格」が最も多い。前年比でみると、「特定活動」、「専門的・技術的分野の在留資格」は増加率が大きかった一方で、「技能実習」、「資格外活動」では減少率が大きかった。
- 国籍別にみると、ベトナムが最も多い。



資料出所 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成 (注) G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

第3節 求人・求職の動向

■ 2021年は新規求人数に回復傾向がみられる中、有効求人数が増加したものの、有効求職者数も年後半に増加がみられ、有効求人倍率は横ばいで推移した

本節では求人や求職者の動向についてみていく。

第1-(2)-18図により、労働力需給の状況を示す指標である新規求人倍率、有効求人倍率、 新規求人数、新規求職申込件数、有効求人数及び有効求職者数の動向について概観する。

まず、労働力需要を示す新規求人数、有効求人数については、2009年以降長期的に増加傾向にあったが、感染症の拡大による景気減退の影響から、最初の緊急事態宣言が発出された